（提案の理由及び内容の説明）

ただいま上程されました市議案第54号令和5年度一般会計補正予算第4号に対する修正案につきまして、提出者を代表して提案の理由及び内容の説明をさせて頂きます。

まず、第1条において、歳入歳出予算の総額に追加する金額を原案の6億8395万5千円から、3億4853万3千円減額し、3億3542万2千円とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1765億5825万4千円とします。

修正の内訳ですが、歳入においては、款　国庫支出金、項　国庫補助金の補正額を3億2671万円に、款　繰入金、項　基金繰入金の補正額を714万3千円に変更します。

また歳出においては、款　教育費、項　小学校費及び項　中学校費の補正額と、款　諸支出金　項　財政調整基金積立金の補正額を0円に変更します。

次に、その理由を述べようと思いますが、まず会派として修学旅行及び林間・臨海学舎に伴う保護者負担費を全額補助、無償化することに反対している訳では無いことをあらためて、お伝えしておきたいと思います。にもかかわらず、今回、当該補正予算案を減額修正した理由は、事業の財源に、国からの臨時的な給付金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当していることを問題視しているからです。この交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行うことを目的に支給されるもので、かなり幅広い方が対象となっています。物価高騰の影響を受けておられる生活者（市民）は世代を問わず大勢おられる中で、今回の事業で負担が軽減されるのは、修学旅行や林間臨海学舎に行く学年の児童生徒がいる世帯のみであり、子育て世帯に限定した支援策を考えられたのだとしても、もっと幅広い年齢の子ども、子育て世帯への支援策が考えられたのではないかと考えます。また、修学旅行や林間臨海学舎は、学校ごとに行先や内容が異なり、当然、費用も異なります。物価高騰の影響を受けておられる生活者への支援が目的と考えると、学校間、世帯間で補助される額、言い換えると支援される額にかなりの差が生じることは、好ましくないのではないでしょうか。さらに、修学旅行等の宿泊行事は、今年度だけのものではなく、次年度以降も継続実施されるものですので、国からの臨時的な交付金を財源にすることは相応しくないと思います。以上の理由に加えて、国からの臨時交付金の活用方法は本定例会中に決定しなければならない制約がないことから、一旦、減額修正し、指摘させて頂いた課題を整理、解消された上で、あらためて、今後の定例会において、予算案を提出して頂きたいとの理由から、本修正案を提案させて頂くものです。よろしくご審議の上、ご承認頂きますよう、よろしくお願い致します。